

太陽光発電設備をお持ちのみなさま ～償却資産の申告はお済ですか～

固定資産税には、土地や家屋に係る税金のほかにも、事業用の資産を対象とした「償却資産」にかかる税金もあり、「太陽光発電設備」は固定資産税（償却資産）の対象となる場合があります。

10Kw以上の太陽光発電設備は機械として償却資産に該当し、毎年固定資産税の申告が必要です。

例えば、

- 太陽光発電設備のある家を新築した、購入した
- 土地や家屋に太陽光発電設備を設置した
- 相続した家屋や土地に太陽光発電設備がついていた
- 太陽光発電設備による電力を農業やアパート経営など、個人で事業に使っている

お心当たりのある方は、裏面の

「太陽光発電設備の申告チェックシート」で確認をしてみましょう。

対象となる太陽光発電設備をお持ちの方は、償却資産の申告をお願いします。

申告の方法については、税務課資産税係へお問い合わせください。

償却資産の申告に関する Q&A

Q1. 償却資産とは何ですか？

A1. 個人または法人で、製造・小売・農業・アパート経営などの事業（一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うこと）を営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などの事業用の資産をいいます。

Q2. 税額はどのような計算方法になりますか？

A2. 太陽光発電設備の取得価格と耐用年数を基に、税額のもとになる課税標準額を算出します（償却資産は毎年減価償却しますので、課税標準額は毎年下がります）。課税標準額に固定資産の税率1.4%を乗じて税額を計算します。ただし、償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

Q3. どのような設備が申告の対象ですか？

A3. 太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、フェンスなど。

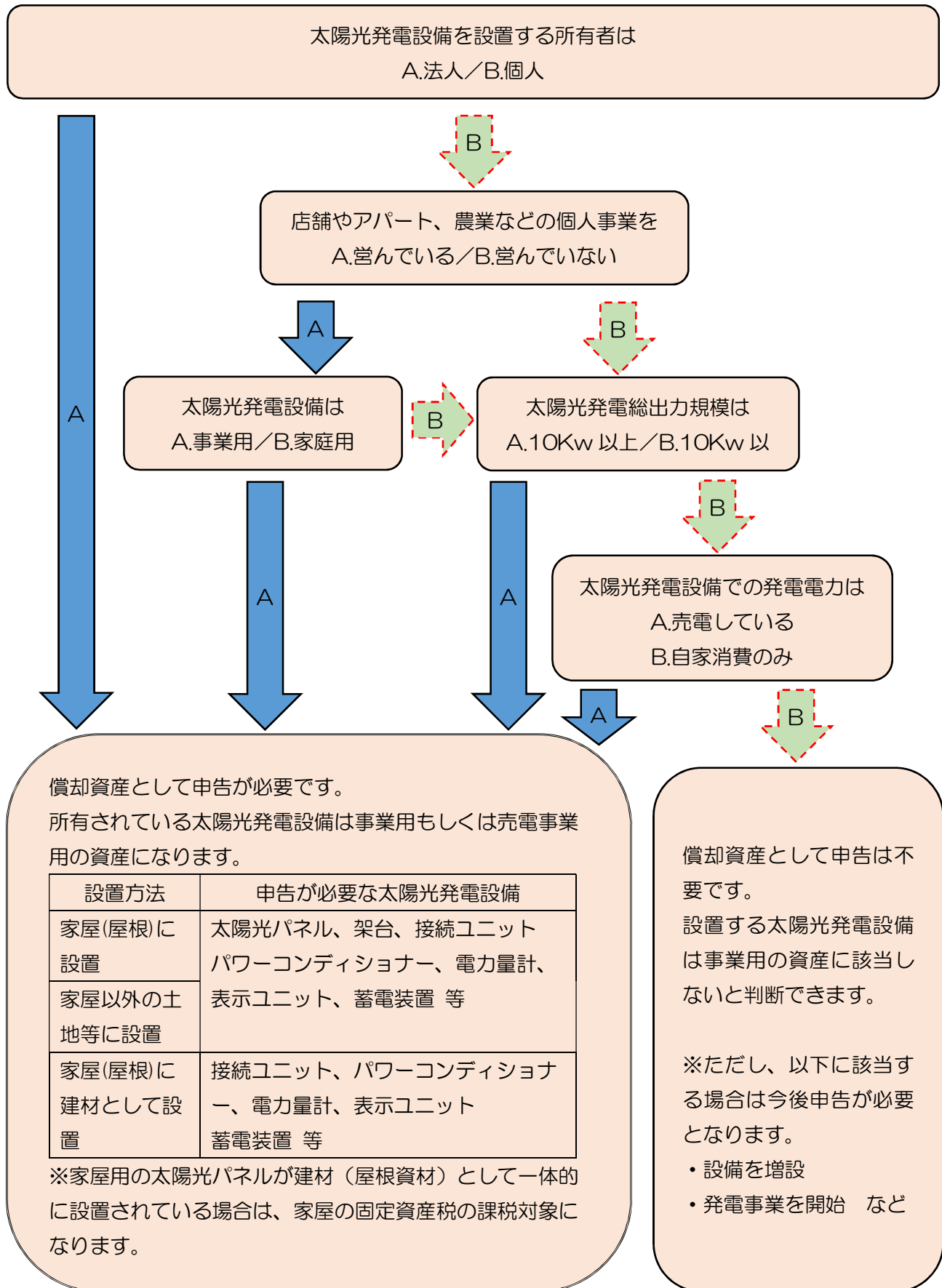
Q4. 必ず申告しなければならないの？

A4. 裏面のチェックシートで確認した結果、申告対象となる場合は、毎年1月1日現在の資産の所有状況を1月末日までに安芸市に申告していただく必要があります。①設備を増設・減少した場合や、②相続や売買等で所有者が変わった場合、③資産状況に変更がない場合も毎年申告が必要です。

Q5. 申告方法は？

A5. 申告用紙は安芸市のホームページからダウンロードできます。償却資産申告書と種類別明細書に記入のうえ、安芸市役所税務課資産税係まで提出ください。

「太陽光発電設備の申告チェックシート」



【問合せ先】 安芸市役所税務課資産税係
電話 0887-35-1016

申告書は安芸市ホームページからダウンロード

安芸市 償却資産

検索